

変更前	変更後	変更理由
<p>第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 (中略)</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p>(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人によって行われた場合。</p> <p>② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</p> <p>(追加)</p> <p>第18条 解約等 (中略)</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由がひとつでも生じたときは・・・</p> <p>(1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。</p> <p>(2) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 支払の停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき。</p>	<p>第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 (中略)</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p>(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人によって行われた場合。</p> <p>② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</p> <p>③ お客様に重大な過失があった場合。</p> <p>④ 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。</p> <p>第18条 解約等 (中略)</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由がひとつでも生じたときは・・・</p> <p>(1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。</p> <p>(2) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 支払の停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき。</p>	<p>補償しない項目について追加した。</p>

「つるしん個人インターネットバンキング利用規定」新旧対照表（2021年6月1日改定）

変更前	変更後	変更理由
<p>(5) 相続の開始があったとき。</p> <p>(6) 番号等の不正使用があったとき、又は本サービスを不正利用したとき。</p> <p>(7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</p> <p>(8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。</p> <p>(9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</p> <p>(10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</p> <p>(追加)</p> <p><b>第21条 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。  <b>変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</b>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(2020.04.01 改定)</b></p>	<p>(5) 相続の開始があったとき。</p> <p>(6) 番号等の不正使用があったとき、又は本サービスを不正利用したとき。</p> <p>(7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</p> <p>(8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。</p> <p>(9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</p> <p>(10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</p> <p><b>(11) お客様カードが不着等で返戻された場合</b></p> <p><b>第21条 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。  <b>この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫ホームページでの表示により公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</b>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(2021.06.01 改定)</b></p>	<p>強制解約の事由を追加した。</p> <p>本規定の変更について、顧客への周知方法および変更日を明確にした。</p>